

2024 年 11 月 22 日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

下記のとおり、改善報告書の徴求及び公表措置を行うことにしましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 (株)ファインシンター 株式 (コード: 5994、メイン市場)
2. 改善報告書 2024 年 12 月 20 日 (金)
提出期限
理由 開示された情報の内容に虚偽があり、改善の必要性が高いと認められるため
(関連条項) (有価証券上場規程第 504 条第 1 項第 1 号)
3. 公表措置 2024 年 11 月 22 日 (金)
公表日
理由 開示された情報の内容に虚偽があり、公表が必要と認められるため
(関連条項) (有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号)
4. 理由の詳細 株式会社ファインシンター（以下「同社」という。）は、2024 年 9 月 30 日、同社及び同社子会社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同日、過年度の決算内容の訂正を開示しました。
これらにより、同社のインドネシア子会社において、その元社長の指示のもと棚卸資産の架空計上がなされていたこと、また、これに伴い減損損失が未計上であったことが明らかになりました。また、同社の国内工場において、複数の取締役による承認・黙認のもと棚卸資産の廃却先延ばしにより原価が過少計上されていたことなどが明らかになりました。その結果、同社は、2021 年 3 月期から 2024 年 3 月期の決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2021 年 3 月期において連結営業利益及び連結経常利益が 3 割以上減少するとともに、2022 年 3 月期において親会社株主に帰属する当期純利益が黒字から赤字に転落することなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

・インドネシア子会社において、役職員の担当の硬直化などにより相互牽制

が機能しない状況であったことに加え、内部監査が 10 年以上実施されていないなど、海外子会社の管理体制が不十分であったこと。

- ・同社では、棚卸資産の取扱いに関する規程について関係者が十分に認識せず、規程どおりの運用がなされていなかったこと。
- ・インドネシア子会社において内部通報制度が整備されていないなど、内部通報制度の整備が不十分であったこと。

以上のとおり、本件は、同社における海外子会社の管理体制の不備や棚卸資産の会計処理に係る運用の不備などに起因して、投資者の投資判断に相当な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められます。なお、同社としては既に 2024 年 9 月 30 日付で再発防止策に係る開示を行っていますが、再発防止に向けた取組みの徹底を促す観点から、同社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることにしました。

また、本件について、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。

以 上